

速報！ユウワ通信

設備投資するなら今でしょ！！ (生産性向上設備投資促進税制と中小企業投資促進税制)

生産性向上設備投資促進税制について

① 制度の概要

生産性向上設備投資促進税制とは、平成 26 年 1 月 20 日から平成 28 年 3 月末日までに、一定の要件をみたした設備を取得した場合、即時償却または税額控除 5% (ただし、建物・構築物は 3%) の選択制、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月末日の間に取得時には特別償却 (50% まで償却費を計上可能。ただし、建物・構築物は 25%) と税額控除 4% (ただし、建物・構築物は 2%) の選択制を認める制度です。

税額控除とは、対象設備の取得価格の 5% 相当額を当期に支払う法人税額等から控除することです。但し税額控除の上限は、当期の法人税額等の 20% です。

② 対象となる設備

対象となる設備は 2 つに分類されます。

A. 先端設備 (確認者は工業会等)

工業会等により、証明書が発行されている設備です。証明書が発行される要件は以下の 2 点です。

- イ) 最新モデル要件を満たしていること
- ロ) 生産性向上 (年平均 1% 以上) 要件を満たしていること

B. 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

公認会計士・税理士が投資対象となる設備の投資計画案について確認し、且つその投資による利益率が 15% 以上 (中小企業者等の場合は 5% 以上) である設備です。また経済産業局によりその計画について確認を受ける必要性があります。

経済産業局による確認は、設備の取得等の前に実施することが必要です。

その他、設備の種類と内容、取得価格の条件などは各担当者にお尋ねください。

上記内容では、平成 28 年 3 月 31 日までに一定の条件を満たした設備を購入したら即時償却できますが、平成 28 年 4 月 1 日以後の取得は 50% の特別償却となってしまいます。しかし、下記の「中小企業投資促進税制」の上乗せ措置の要件を満たすことで、平成 29 年 3 月 31 日まで即時償却が可能な設備もあります。

設備投資の計画がある方は、どの条件を満たすことが一番、有利になるのかを担当者と相談して下さい。

中小企業投資促進税制について

① 対象設備 (上乗せ措置の適用ありの設備)

種類	取得価額要件
機械装置	すべて (単品 160 万以上)
工具・器具備品	一定の電子計算機 (単品 120 万以上) (単品 30 万以上の複数台計 120 万以上含) 一定のデジタル複合機 (単品 120 万以上) 一定の試験又は測定機器 (単品 120 万以上) (単品 30 万以上かつ複数台計 120 万以上含)
ソフトウェア	一定のソフトウェア (単品 70 万以上) (1 台 30 万以上かつ複数台計 70 万以上含)

② 指定事業

製造業、建設業、卸売業、小売業、飲食業 (一定の事業を除く)、宿泊業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、サービス業など

③ 適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者等

以上の条件を満たし、平成 29 年 3 月 31 日までに設備を取得等して指定事業の用に供した場合に適用になります。

さらに「先端設備」又は「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」に該当するもののうち、取得価格要件を満たすものについては、「上乗せ措置」が適用できます。

通常

	特別償却	税額控除
個人事業主 資本金 3,000 万円以下の中小企業	30%	7%
資本金 3,000 万円超の中小企業	30%	措置無し

上乗せ措置

	特別償却	税額控除
個人事業主 資本金 3,000 万円以下の中小企業	即時償却	10%
資本金 3,000 万円超の中小企業	即時償却	7%

決算期等を勘案し、計画的に取り組む必要がありますので、担当者にご相談ください。

【矢野 恭平】